

掛川市規則第 27 号

掛川市勤労者福祉会館条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

平成 27 年 3 月 23 日

掛川市長

(別紙)

掛川市勤労者福社会館条例施行規則を廃止する規則

掛川市勤労者福社会館条例施行規則（平成17年掛川市規則第98号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。